

平成 22 年 3 月 31 日

株式会社 近畿大阪銀行

「地球温暖化対策加速支援無利子融資制度」の取扱開始について

りそなグループの近畿大阪銀行（社長 桔梗 芳人）は、平成 22 年 4 月 1 日（木）より「地球温暖化対策加速支援無利子融資制度」の取扱いを開始します。「地球温暖化対策加速支援無利子融資制度」は、地球温暖化対策に係る設備投資のためにお借入をご利用されたお客さまが、最大 3 年間、財団法人日本環境協会（以下、環境協会）から利子補給※を受けられる商品で、金融機関の融資商品を通じてお客さまの環境配慮行動を積極的に支援するものです。また、本商品の利用の際には、当社所定の「環境格付制度」に基づいて、事業者の方の環境に対する取組姿勢の評価（環境格付）を行い、格付に応じて当社所定の金利から段階的に優遇を行います。

※利子補給については、一定の条件を満たす必要があります。詳しくはお取引店までお問合せ下さい。

りそなグループは環境問題を重要な経営課題のひとつと認識し、ステークホルダーである「お客さま」「株主」「社会」「従業員」との関係を大切にしながら、「地球環境問題」に取り組み、社会的責任を果たしていくことが使命であると考えています。今後も引き続き、お客さまの環境配慮活動のご支援を積極的に推進してまいります。

資金使途	地球温暖化対策に係る設備資金※ ※当該設備に関して他の同趣旨（二酸化炭素排出削減、エネルギー使用の合理化など）の補助金を受けている場合は対象外となります。
融資金額	5 千万円以上 30 億円以内
利率	当社所定の利率（固定利率） ※当社所定の「環境格付」制度による評価を行い、格付に応じた金利優遇を行います。
返済期間	10 年以内
返済方法	6 ヶ月毎の毎月元金均等返済（返済日は 3 月 10 日及び 9 月 10 日）
取扱期間	平成 22 年 9 月 30 日まで

※ お申込みに際しては、当社所定の審査をいたします。結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、ご了承ください。

以 上

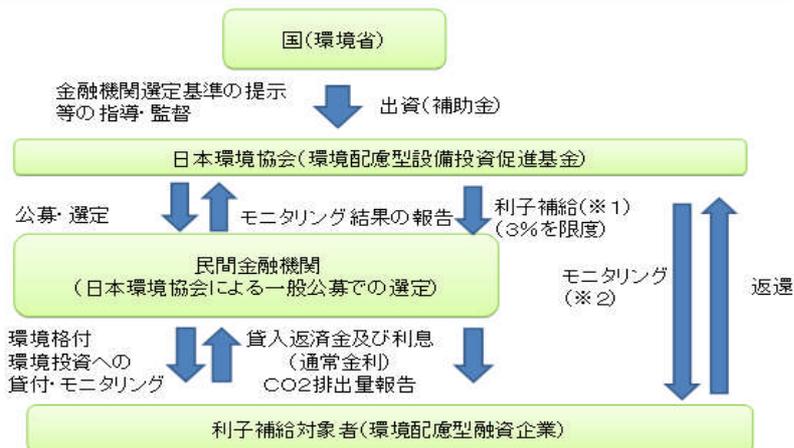
<商品概要>

名称	地球温暖化対策加速支援無利子融資制度																
特徴	<p>(1) 本融資商品をご利用いただきましたお客さまは、お借入れ当初より最大3年間（且つ お借入期間の範囲内）、最大年利 3%（且つ お借入利率の範囲内）の利子補給金（以下「補給金」）が財団法人日本環境協会（以下「環境協会」）より交付されます。</p> <p>(2) 本融資商品ご利用にあたっては、当社所定の環境格付における一定要件を満たし、且つ以下のいずれかの誓約をしていただいた上で、環境協会から認可を受ける必要があります。</p> <p>①3年以内の間にCO2排出原単位6%改善またはCO2排出量6%削減 ②5年以内の間にCO2排出原単位10%改善またはCO2排出量10%削減 ※CO2排出原単位とは、CO2総排出量を生産数量またはその代替値（売上等）で割った数値をいいます。</p>																
お申し込みいただけるお客さま	<p>(1) 上記誓約をいただける法人のお客さま</p> <p>(2) CO2 総排出量の測定が可能で、測定のモニタリング及び報告にご同意いただけるお客さま</p> <p>(3) 当該設備取得に関して、同様の趣旨（CO2 排出削減、エネルギー使用の合理化法に基づくもの など）の補助金を受けていないお客さま</p> <p>(4) お客さまの会社概要等（財務データを含む）についてりそな総合研究所株式会社（以下「りそな総研」）、環境省、環境協会、弁護士、公認会計士等との間で情報共有がされることおよび会計検査院等の調査に対する情報提出についてご同意いただけるお客さま</p> <p>(5) りそな総合研究所が実施する環境格付分析評価サービスを利用して環境格付けを取得できるお客さま</p>																
お借入金額	5千万円以上 30億円以下（お客さまあたり1回限りのご利用とさせていただきます。）																
お借入期間	10年以内																
お取扱期間	平成22年4月1日～平成22年9月30日実行分迄																
資金のお使いみち	設備資金（温暖化対策にかかるもの）																
ご返済方法	6ヵ月毎の元金均等返済（返済日は3月10日および9月10日）																
環境格付	お客さまの環境へのお取組みにつきまして、りそな総研より一定の調査*をさせていただきます。*1件当たり52,500円（税込み）の費用が必要となります。																
お借入利率	<p>当社所定の「環境格付」制度による評価を行い、当社所定の利率から下記の金利優遇をさせていただきます（固定利率）。</p> <table border="1" data-bbox="566 1503 1347 1704"> <thead> <tr> <th>環境格付</th> <th>優遇幅</th> <th>環境格付</th> <th>優遇幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>▲0.55%</td> <td>C</td> <td>▲0.40%</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>▲0.50%</td> <td>D</td> <td>▲0.35%</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>▲0.45%</td> <td>E</td> <td>▲0.30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※借入契約期間中に期限前弁済をされる場合は、期限前弁済の手数料が必要となりますが、当該手数料は利子補給の対象とはなりません。</p>	環境格付	優遇幅	環境格付	優遇幅	S	▲0.55%	C	▲0.40%	A	▲0.50%	D	▲0.35%	B	▲0.45%	E	▲0.30%
環境格付	優遇幅	環境格付	優遇幅														
S	▲0.55%	C	▲0.40%														
A	▲0.50%	D	▲0.35%														
B	▲0.45%	E	▲0.30%														
その他留意点	<p>(1) 利子補給は日本環境協会から直接当社に対して行われます。（お客さまには振込まれません。）</p> <p>(2) 対象条件のモニタリングは半年に一度実施し、日本環境協会に対して報告をしなければなりません。日本環境協会から不定期に報告を求められることがあります。</p> <p>(3) 本制度には予算上限があり、予算額に達した場合は期間中であっても終了となります。</p> <p>(4) 期日前返済を行う場合には、期日前返済手数料が別途必要となります。但し、この手数料は利子補給の対象とはなりません。</p> <p>(5) 以下のような場合は、利子補給が取り消されることがあります。尚、既に利子</p>																

- 補給が行われている場合は、遑って返還を行う必要があります。
- ①CO2削減目標を達成できなかった場合
 - ②日本環境協会による処分や指示に違反したと認められた場合
 - ③資金使途違反があった場合
 - ④不正、怠慢または不適切な行為
 - ⑤利子補給の交付申請に関し、虚偽・不実記載があったと認められた場合
 - ⑥期日前返済を行った場合（期限の利益喪失の場合を含む）
 - ⑦利子補給決定後に資金使途の対象となる設備導入を一部でも取りやめた場合

参考スキーム図

地球温暖化対策加速化支援無利子融資(利子補給)制度スキーム図



※1 企業は金融機関に、代理申請・受理その他利子補給金の交付に関する一切の手続きを委任。
 ※2 金融機関からのモニタリング結果を検証するとともに、適宜実施。

財団法人日本環境協会ホームページ (http://www.jeas.or.jp/topics/100301b.html) より